

群馬大学大学院理工学府研究戦略会議規程

平成26年4月1日 制定
平成28年4月1日 改正

(設 置)

第1条 群馬大学大学院理工学府に、群馬大学研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門高度研究戦略室等との有機的な連携のため、群馬大学大学院理工学府研究戦略会議（以下「研究戦略会議」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 研究戦略会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 理工学府のプロジェクト研究の推進に関する事項
- (2) 産学連携推進センターの産学連携研究開発プロジェクトの推進、評価及び支援に関する事項
- (3) その他理工学府長が必要と認めた事項

(組 織)

第3条 研究戦略会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理工学府長
- (2) 評議員
- (3) 副学府長及び副学部長
- (4) 事務長
- (5) プロジェクト研究実施責任者
- (6) その他理工学府長が指名する教員 若干人
(議長及び副議長)

第4条 理工学府長は研究戦略会議を主宰し、その議長となり、副議長は副理工学府長をもって充てる。

2 理工学府長に事故あるときは、副理工学府長又はあらかじめ理工学府長が指名した教授がその職務を代行する。

(会議の開催)

第5条 研究戦略会議は、理工学府長が必要に応じて招集する。

(会議の成立)

第6条 研究戦略会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。

(議決の方法)

第7条 研究戦略会議の議決は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第8条 理工学府長が必要と認めたときは、構成員以外の学部及び学府の教職員を出席させることができる。ただし、議決に加えない。

(事 務)

第9条 研究戦略会議の事務は、庶務係において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理工学府教授会の議を経て、理工学府長が行う。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。